

公立大学法人埼玉県立大学教員人事委員会規則

平成22年4月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第2条第1項の規定に基づき設置する教員人事委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員及び常勤の役員をいう。

2 この規則において「教員」とは、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。

(職務)

第3条 教員人事委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- 一 教員の採用（以下「採用」という。）に係る候補者の募集、審査及び選考に関すること。
- 二 教員の昇任（以下「昇任」という。）に係る候補者の審査及び選考に関すること。
- 三 公立大学法人埼玉県立大学教員の任期に関する規程が適用される教員の再任（以下「再任」という。）に係る再任判定の審査に関すること。
- 四 教員の降任、休職、解雇及び懲戒（以下「不利益処分」という。）の審査に関すること。
- 五 不利益処分に係る不服申立て（以下「不服申立て」という。）の審査に関すること。
- 六 その他教員の人事に関し理事長から諮問された事項に関すること。

(委員候補者の指名等)

第4条 公立大学法人埼玉県立大学定款（以下「定款」という。）第19条に規定する経営審議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の教員人事委員会委員候補者（以下「委員候補者」という。）を年度当初に指名する。

- 一 経営審議会の委員のうち教員（学長を含む。）以外の職員（理事長を除く。） 1名
- 二 教員（学長を含む。）以外の職員（理事長を除く。） 1名
- 三 経営審議会の委員のうち職員以外の者 2名

2 定款第23条に規定する教育研究審議会は、次の各号に掲げる教育研究上の組織（以下「学部等」という。）の長を委員候補者に指名する。この場合において、副学長を置くときは更に副学長を委員候補者に指名する。

- 一 保健医療福祉学部及び保健医療福祉学研究科
- 二 共通教育科、看護学科、理学療法学科、作業療法学科、社会福祉子ども学科及び健康開発学科
- 三 学生支援センター、高等教育開発センター、研究開発センター、情報センター、地域連携センター、専門職連携教育研修センター及び保健センター

3 教育研究審議会は、前項の規定により指名された委員候補者に加え、学部等の長以外の教員の中から、昇任に関する委員候補者として2名、不服申立ての審査に関する委員候補者として2名の教員を指名する。

4 教育研究審議会は、第2項前段の規定による学部等の長の指名に当たっては、任命についての順を付すものとする。

5 教育研究審議会は、年度当初に4月1日から翌年3月31日までの1年間の期限をもって学部等の長の指名を行うものとする。

(採用及び再任に関する委員の任命)

第5条 理事長は、採用及び再任に関する委員として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

る人数の教員人事委員会委員を、年度当初に任命する。

一 学長

二 前条第1項第1号の規定により指名された委員候補者 1名

三 前条第2項後段の規定により指名された委員候補者 1名

2 理事長は、前項の規定により任命する委員のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の教員人事委員会委員を、採用等に関する事案が生じることにより任命する。

一 当該事案が学科（共通教育科を含む。以下同じ。）に属する教員に係る事案の場合

イ 前条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、学部の長である者 1名

ロ 前条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、当該事案に係る学科の長である者 1名

ハ 前条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、当該事案に係る学科以外に属する者 1名

二 当該事案が研究科に属する教員に係る事案の場合

イ 前条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、研究科の長である者 1名

ロ 前条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、研究科以外に属する者 1名

三 当該事案がセンターに属する教員に係る事案の場合

イ 前条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、当該事案に係るセンターの長である者 1名

ロ 前条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、当該事案に係るセンター以外に属する者 1名

3 第1項第1号から第3号までに掲げる区分から任命される委員の任期は1年とし、第2項各号に掲げる区分から任命される委員の任期は当該事案に係る事項が完了するまでとする。

4 第1項第1号から第3号までに掲げる区分から任命される委員は再任することができるものとする。

5 理事長は、第2項第1号のハ、同項第2号のロ及び同項第3号のロに掲げる区分から委員を任命する際には、前条第4項で付した順により任命を行うものとする。

（昇任に関する委員の任命）

第6条 理事長は、昇任に関する委員として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の教員人事委員会委員を任命する。

一 学長

二 第4条第1項第1号の規定により指名された委員候補者 1名

三 第4条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、学部の長である者 1名

四 第4条第2項後段の規定により指名された委員候補者 1名

五 第4条第3項の規定により指名された昇任に関する委員候補者 2名

2 前項の規定による任命は、年度当初に行うものとする。

3 第1項の規定により任命される委員の任期は1年とし、再任することができる。

（不利益処分の審査に関する委員の任命）

第7条 理事長は、不利益処分の審査に関する委員として、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の教員人事委員会委員を任命する。

一 学長

二 第4条第1項第1号及び第2号の規定により指名された委員候補者 2名

三 第4条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、学部の長及び研究科の長である者 2名

四 第4条第2項前段の規定により指名された委員候補者のうち、学科（共通教育科を含む。以下同じ。）の長である者 6名

五 第4条第2項後段の規定により指名された委員候補者 1名

- 2 前項の規定による任命は、年度当初に行うものとする。
- 3 前項の規定により任命される委員の任期は1年とし、再任することができる。
- 4 各センター所属教員に係る事案の場合は、当該事案に係るセンターの長を委員として加えることができる。

(不服申立ての審査に関する委員の任命)

第8条 理事長は、不服申立ての審査に関する委員として、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の教員人事委員会委員を任命する。

一 学長

二 第4条第1項第1号の規定により指名された委員候補者 1名

三 第4条第1項第3号の規定により指名された委員候補者 2名

四 第4条第2項後段の規定により指名された委員候補者 1名

五 第4条第3項の規定により指名された不服申立ての審査に関する委員候補者 2名

- 2 前項の規定による任命は、年度当初に行うものとする。
- 3 第1項の規定により任命される委員の任期は1年とし、再任することができる。

(委員の選任に関する特例)

第9条 委員の選任に関し、この規則に定める方法によることができない場合は、理事長が別に定める。

(委員の排斥)

第10条 委員は、自己に係る採用、昇任、再任、不利益処分及び不服申立てに関する事案については、これを審査することができない。

(委員長)

第11条 教員人事委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 教員人事委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 教員人事委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合において、委員長は委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは委員長が決する。
- 5 委員長は、審査の結果を取りまとめ、学長に報告する。
- 6 委員長は、必要と認める時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の非公開)

第13条 教員人事委員会の会議は、原則として非公開とする。

(資格審査会)

第14条 教員人事委員会は、採用及び昇任に関し、専門的見地から採用及び昇任に係る候補者の研究業績及び教育能力を審査する機関として、資格審査会を置く。

- 2 教員人事委員会は、資格審査会の委員として、教員の中から複数の者を指名する。
- 3 教員人事委員会は、資格審査会の委員を指名するに当たっては、当該事案に係る学科、当該事案に係る研究科又は当該事案に係るセンター（以下本項において「当該事案に係る学科等」という。）の教員及び当該事案に係る学科等以外の教員を指名しなければならない。ただし、公立大学法人埼玉県立大学育児休業代替教員就業規則（平成28年規則第35号）第2条第1項に規定する育児休業代替教員の採用については、この限りではない。
- 4 教員人事委員会は第2項の指名に当たり、学長に対し、資格審査会の委員としてふさわしい教員の推薦を求めることができる。

(不利益処分審査会)

第15条 教員人事委員会は、不利益処分の審査に関し、当該不利益処分に係る教員から事情聴取を行い、事案内容を調査し、不利益処分の案を作成する機関として、不利益処分審査会を置く。

2 不利益処分審査会の委員は、教員人事委員会が、教員人事委員会委員の中から複数の者を指名する。
(庶務)

第16条 教員人事委員会の庶務は総務担当が行う。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、教員人事委員会に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(最初に開催される会議の特例)

2 最初に開催される教員人事委員会の会議は、第12条第1項の規定に関わらず、理事長が招集する。

附 則 (第14条の改正)

(施行期日)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(事務職員)

2 第3条第1項第4号から第6号に規定された事項は、第2条第1項の職員のうち、同条第2項に規定する教員及び常勤の役員を除いた職員に準用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年11月21日から施行する。

(改正前の規則で任命された委員)

2 施行期日において、改正前の公立大学法人埼玉県立大学教員人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）第5条第1項の規定により、現に任命されている委員のうち、同項第3号に規定する者の任期は、改正後の人事委員会規則の施行の日の前日までとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(事務職員等)

2 第3条第1項第4号から第6号までに規定された事項は、第2条第1項の職員のうち同条第2項に規定する教員及び常勤の役員を除いた職員並びに公立大学法人埼玉県立大学非常勤職員就業規則第2条に規定する非常勤職員、公立大学法人埼玉県立大学非常勤講師就業規則第2条に規定する非常勤講師、公立大学法人埼玉県立大学臨時職員就業規則第2条に規定する臨時職員、公立大学法人埼玉県立大学特任教員就業規則第2条に規定する特任教員及び公立大学法人埼玉県立大学育児休業代替教員就業規則第2条に規定する育児休業代替教員に適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教員人事委員会の構成例

固定委員	事案毎に任命する委員			総委員数
	事案	任命の区分	任命の時期	
①学長 ②経営審議会委員のうち教員以外の職員(事務局長) ③副学長 (副学長を置く場合) ※年度当初に任命	採用、再任に関する委員	【学科所属教員の場合】 ④学部長 ⑤当該事案に係る学科長(共通教育科長を含む) ⑥当該事案に係る学科以外に属する者 (3名) 【研究科所属教員の場合】 ④研究科長 ⑤研究科以外に属する者 (2名) 【センター所属教員の場合】 ④当該事案に係るセンターの長 ⑤当該事案に係るセンター以外に属する者 (2名)	事案が生じるごと	最大6名
	昇任に関する委員	④学部長 ⑤学部等の長以外の教員 2名 (3名)	年度当初	6名
	不利益処分の審査に関する委員	④教員(学長を含む)以外の職員(副局長) ⑤学部長 ⑥研究科長 ⑦学科長(共通教育科長を含む) ※各センター所属教員に係る事案の場合は、当該事案に係るセンターの長を事案が生じるごとに委員として加えることができる。 (9名)	年度当初	12名
	不服申立ての審査に関する委員	④経営審議会委員のうち職員以外の者(外部委員) 2名 ⑤学部等の長以外の教員 2名 (4名)	年度当初	7名